

組合側ニ於テハ今回ハ成績工場閉鎖ニ伴フ職工解雇問題ニ對シテハ徹底的ニ反對スル事トナリ在月二十三日在、通り争議圖ノ編成ヲ為シ全職工ノ怠業ヲ繼續シ列記ノ第二の會社案のシ一之職工ニ記布シ結束ニ名ハニ社ニ對シ方承認リ然ルニ合シ居ル

財政

去取

尚組合ハ
 府者、細
 ヲ為シツ
 等ハ待遇
 意、衛ニテ
 二、會社、社
 會社ハ全
 意、衛ア
 ニ、教子協
 工場長ハ
 ヲ共ヘ

第一案に金千二百圓を加へたるものであつたが考慮に値するものではない

茲に及んで會社は威壓的に就業を命じたが全員は一人として是を容るゝ者なく、一絲亂れざる歩調を以つて對攻したが會社は九月廿八日遂に交渉委員、神田、關根、田名部の諸氏を始め廿一名に對して、取締上と云ふ理由を以つて出勤停止を發したが全員の意氣は益々昂ぶるのみであつた、血迷つた會社は更に十月四日第二回の出勤停止を小川、高橋、鈴木、津田の四氏の外十一名に通告した、全員は兼ねて悟したる事として結束は微動だにしない、斯くて十月六日擴大中央委員會を開催中央部の改選を行ひ、高橋、關根、小泉外十二名を選出し、八日は更に擴大中央委員會を開催復職運動を撤回左の條項を議決し要求運動に移つた

要求案

- 一、解雇手當 金百圓
- 一、勤続手當 一年に對して五拾日分
- 一、退職手當 制定の事
- 一、怠業、休業中の日給支拂の事
- 一、今回の問題に對して責任を問はざる事
- 一、新に技工募集の場合今回の解雇者に對して優先權を與へる事

會社が採り來つた態度は益々威壓的であつたが交渉は一步も譲らず猛烈に開始され支配人、重役等は此の銳鋒に對攻すべくもなく、十月十五日遂に工場閉鎖を斷行し、更に十七日は高瀬、三井、神田、田名部、關根の諸氏を始め十二名を徹首するに及んだ。

此の咆くなき斷崖は返つて結束を固めるのみであつた見よ傳令の自轉車は飛鳥ノ如く東西に走せて居る、警備は嚴密かに會社其他要所を圍めて蟻のはい出づる隙もない、調査は、社長、支配人、組合員の行動に對して鏡の面に寫すが如く報告され居る、給與部は家庭的に迄市價より安き品を提供して活動し、人事部は組合員は無論家族の病者、住宅の問題に至る迄應接處理し、整理部は全員の一舉一動潮の満下の如き見事なる整理を行ひ、財政部は後顧の憂なからしむる堅實さを示し、暇間あれば千々を容るゝ三樂館の事と意見の發表なす者あり、陰し藝を提供する人ありて遺憾なき結束上の統整は行はれた斯くて交渉を進めたが無誠意なる支配人重役にては解決の望運しと、砂鐵事業の爲め岩手縣に出張中の社長松方五郎氏の無誠意を正し歸京を促すべく小泉、三浦、小谷の三氏を潛行せしめた

此間會長布施氏顧問上村氏等の來森を乞ひ真相發表、應援等の演說會を矢次早に開催し、或は大森より羽田グラウンド迄示威を兼ねた遠足、運動會等をなし、遂に十月廿七日社長の歸京に付直接交渉をなし幾度か決裂の危期を縫ひ乍ら遂に十一月一日、九月十八日より四十餘日に至る争議に一人の落後者もなく日本の運動史上稀に見る善戰を以つて終決を告げた

- 一、解雇手當 實收の十四日分に金三十圓
- 一、勤続手當 一年に對し三十日分
- 一、争議手當 十五日分 (徹首者と支給)
- 一、一ヶ月以内に退職手當制定
- 一、更に十二名に對して各金五拾圓宛 五拾七名に對し各金七圓宛
- 一、十二名の誠首を認むる事

今回の問題に對して、遂に前記の如き十二名の徹首者を出すに至り吾技友會として實に遺憾であつた、現在の狀勢から押して恥しからぬ結果である殊勳者として忘るゝ者でないと同時に此回の戰は會社の挑戰に應じた不可避の問題とは云へ四十餘日の苦闘を斯くも善戰なし得たは實に階級的勞働者諸君の絶大なる援助の結果であり先輩諸氏の努力の致す處である